

筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

平成8年3月29日
条例第2号

改正	平成12年3月29日条例第2号	平成13年10月16日条例第6号
	平成14年7月19日条例第4号	平成17年3月28日条例第3号
	平成18年3月30日条例第4号	平成18年7月20日条例第7号
	平成21年2月27日条例第2号	平成21年4月1日条例第7号
	平成21年11月30日条例第9号	平成22年11月18日条例第5号
	平成23年7月20日条例第6号	平成29年2月23日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務の態様)

第2条 職員の勤務の態様は、毎日勤務及び交替制勤務とする。

2 前項の交替制勤務の職員は、管理者が別に定める。

(一週間の勤務時間)

第3条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 交替制勤務者の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間で平均し、1週について38時間45分以下とする。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務110（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による育児短時間勤務の例による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（法第17条の規定による育児短時間勤務の例による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

4 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

5 育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

6 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、管理者の承認を得て、別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第5条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割り振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、組合規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、管理者と協議して、組合規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（週休日の振替等）

第6条 任命権者は、職員に第4条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、組合規則の定めるところにより、第4条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち組合規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（休憩時間）

第7条 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。

2 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超え7時間45分以下の場合において、前項の規定による職員健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは、同項の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。

3 第1項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊な必要がある場合において、一斉に与えないことができる。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第8条 任命権者は、管理者（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長）の許可を受けて、第3条から第6条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の組合規則で定める断続的な勤務を命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として組合規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として組合規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務

をすることを命ずることができる。

(時間外勤務代休時間)

第9条 任命権者は、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例(昭和48年条例第3号。以下「給与条例という。」)第13条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、組合規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、組合規則で定める期間内にある勤務日等(第10条の規定によりその例によることとされる筑西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年筑西市条例第29号。以下「市勤務時間条例」という。))第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第9条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、組合規則で定めるところにより、当該子(民法(明治29年法律89号)817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する当該養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として組合規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、組合規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

(2) 小学校に就学している子のある職員であって、組合規則で定めるもの

2 前項の規定は、市勤務時間条例第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、組合規則で定めるところにより、当該子(民法(明治29年法律89号)817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項の規定する当該養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として組合規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。)を養育」とあるのは「市勤務時間条例第15条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。))のある職員が、組合規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、組合規則で定める。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第9条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして組合規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、組合規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、組合規則で定めるところにより、当該子を養育するための請求をした場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずるところが

著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務（災害その他避けることができない事由に基づき臨時の勤務を除く。次項において同じ。）さてはならない。

- 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして組合規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、組合規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。
- 4 前1項及び前項の規定は、市勤務時間条例第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして組合規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、組合規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「市勤務時間条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、組合規則で定めるところにより、要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、組合規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、組合規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、組合規則で定める。

（休日及び休暇）

第10条 職員の休日及び休暇に関しては、市勤務時間条例第9条から第18条までの規定の例による。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

（筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の廃止）

第2条 筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和56年組合条例第10号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

第3条 この条例の施行前に、旧条例第3条第3項の規定により、1週間の勤務時間が定められているものについては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第3項の規定により勤務時間が定められたものとみなす。

2 この条例の施行の際現に旧条例第3条第4項本文の規定に基づき月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間の勤務時間が割り振られている職員について、同条第5項の規定に基づき定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割振りは、それぞれ新条例第6条の規定に基づき任命権者が定めた週休日又は勤務時間の割振りとはみなす。

3 この条例の施行の際現に前項に規定する職員以外の職員について、旧条例第3条第4項又は第5項の規定に基づき定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割振りは、それぞれ新条例第5条又は第6条の規定に基づき任命権者が定めた週休日又は勤務時間の割振りとはみなす。

- 4 施行日前から引き続き在職する職員の施行以後の平成7年における年次休暇の日数については、新条例第10条の規定により準用する下館市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「下館市勤務時間条例」という。）第12条第1項の規定にかかわらず、旧条例第6条の規定により準用する下館市職員の休日及び休暇に関する条例（昭和37年下館市条例第341号。以下「旧下館市休日休暇条例」という。）第5条第1項に規定する年次休暇の残日数とする。
- 5 この条例の施行の際現に旧下館市休日休暇条例第5条第3項の規定に基づき職員が請求している年次休暇の時期については、下館市勤務時間条例第12条第3項の規定に基づき請求したものとみなす。
- 6 この条例の施行の際現に旧下館市休日休暇条例第4条の規定に基づき任命権者又はその委任を受けた者の承認を受けている休暇については、下館市勤務時間条例第17条の規定に基づき任命権者が承認したものとみなす。
- 7 前各項に規定するもののほかこの条例の施行に伴い必要な経過措置は、組合規則で定める。

附 則（平成12年3月29日条例第2号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条第1項の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成13年10月16日条例第6号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月19日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条の2第2項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする請求から適用し、同日前にした請求による時間外勤務の制限については、なお、従前の例による。

附 則（平成17年3月28日条例第3号）

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成18年3月30日条例第4号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月20日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例の施行期日は、組合規則で定める。
（経過措置）
- 2 第5条第1項に規定する公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員の休憩時間及び休息時間については、当分の間、なお従前の例による。

附 則（平成21年2月27日条例第2号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）
- 4 筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年条例第2号）の一部を次のように改正する。
第3条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。
- 5 育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第3条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による育児短時間勤務の例による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（法第17条の規定による育児短時間勤務の例による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

第4条第1項中「任命権者は、」の次に「育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、」を加え、「再任用短時間勤務職員については、これらの日」を「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日」に改め、同条第2項中「ただし、」の次に「育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、」を加え、「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第5条第2項本文中「8日（再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日」を「8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上の週休日）」に改め、同項ただし書中「特殊の必要」の次に「（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）」を加え、「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、「1日以上の割合で週休日」の次に「（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）」を加える。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として組合規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第9条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として組合規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

附 則（平成21年4月1日条例第7号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月30日条例第9号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条、第3条及び附則第4項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月18日条例第5号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行日以後において、第2条の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条の2の規定による早出遅出勤務の請求、同条例第9条の3第2項又は第3項の規定による時間外勤務制限の請求を行おうとする職員は、施行日前においても、組合規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 2 月23日条例第 5 号抄）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（組合規則への委任）
- 6 附則第 2 項から第 5 項までに定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。